

令和7年10月8日

## 令和6年度利益相反マネジメント実施報告

高知工科大学利益相反マネジメント委員会

令和7年9月開催の高知工科大学利益相反マネジメント委員会（以下、「委員会」という。）において、令和6年度本学で実施された産学官連携活動に関する「個人の利益相反マネジメントの対象」、「組織の利益相反マネジメントの対象」及び利益相反に関する自己申告書の集計結果を報告し、審議の結果、すべての対象者において、適切な利益相反マネジメントの実施により、利益相反による弊害は生じないと判断し、審議結果を学長に報告した。

### 1 令和6年度本学で実施された利益相反マネジメントの対象となる産学官連携活動

#### <個人>

| 個人の利益相反マネジメントの対象                                                     | 件数   |
|----------------------------------------------------------------------|------|
| (1) 年間総額 200 万円以上の共同／受託研究費等                                          | 13   |
| (2) 年間総額 200 万円以上の寄附（金銭、設備・物品等）                                      | 4    |
| (3) 年間総額 100 万円以上の知的財産権に係る収入                                         | 該当なし |
| (4) 年間総額 100 万円以上の報酬（兼業報酬、謝金等）                                       | 13   |
| (5) (1)～(4)に関連する企業等との間で、1件あたり200万円以上の取引（物品購入、業務委託等）を行うに際し、発注や仕様策定に関与 | 該当なし |
| (6) (1)～(4)に関連する企業等の株式（公開株5%以上、未公開株、新株予約権）を保有                        | 2    |
| (7) その他の利益相反マネジメント対象                                                 | 該当なし |

#### <組織>

| 組織の利益相反マネジメントの対象              | 件数   |
|-------------------------------|------|
| (1) 年間総額 1,000 万円以上の共同研究費等    | 該当なし |
| (2) 年間総額 200 万円以上の受託研究費       | 該当なし |
| (3) 年間総額 500 万円以上の寄附金         | 該当なし |
| (4) 年間総額 1,000 万円以上の設備・物品の供与  | 該当なし |
| (5) 本学が保有する知的財産権を譲渡又は実施許諾する場合 | 8    |
| (6) 企業等と包括連携協定等を締結する場合        | 5    |
| (7) その他の利益相反マネジメント対象          | 該当なし |

## 2 令和6年度利益相反に関する自己申告書の集計結果

### (1) 対象者及び提出方法等

【対象者】全教職員（雇用形態を問わない）

【対象期間】令和6年4月1日～令和7年3月31日

【提出方法】Microsoft forms による提出

【実施期間】令和7年5月19日～5月30日

【対象者数及び提出状況】

| 対象者 | 対象者数 | 提出者 | 未提出者 | 提出率   |
|-----|------|-----|------|-------|
| 全体  | 267※ | 244 | 23   | 92.5% |

※組織の意思決定に関与する教職員（教育研究審議会委員（以下、「教研審委員」という。）20名を含む。

### (2) 回答の状況

設問1. 以下いずれかの産学連携活動を行いましたか？

- 兼業等報酬（1回限りの講演等を含む）
- 共同研究・受託研究への参加
- 発明等の技術移転
- 研究助成金・寄附金の受入れ
- 設備・物品の受入れ

|         | はい | いいえ | 合計  |
|---------|----|-----|-----|
| 教研審委員   | 8  | 12  | 20  |
| 上記以外の教員 | 52 | 72  | 124 |
| 上記以外の職員 | 0  | 100 | 100 |
| 小計      | 60 | 184 | 244 |

設問2. 産学官連携活動の相手先企業等から、以下いずれかの個人的利益を得まし

たか？※株式等の保有に限り配偶者及び生計を一にする一親等内の親族を含みます。

- 同一企業等からの兼業等報酬（1回限りの講演等を含む）が年間総額100万円以上
- 同一企業等からの発明等の技術移転に係る収入が年間100万円以上
- 株式等の保有（公開株5%以上、未公開株、新株予約権）
- その他大学の管理下でないものであって、職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なう恐れのあるもの

|         | はい | いいえ | 合計 |
|---------|----|-----|----|
| 教研審委員   | 3  | 5   | 8  |
| 上記以外の教員 | 5  | 47  | 52 |
| 上記以外の職員 | 0  | 0   | 0  |
| 小計      | 8  | 52  | 60 |